

議案第110号

上越市印鑑条例の一部改正について

上越市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年12月1日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市印鑑条例の一部を改正する条例

上越市印鑑条例（昭和50年上越市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「印鑑登録証明交付申請書に印鑑登録証を添えて」を「印鑑登録証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を提示し、印鑑登録証明交付申請書により」に改め、同条第2項中「及び印鑑票の登録事項を照合し」を「又は個人番号カードを確認し」に、「交付し、かつ、印鑑登録証を返付し」を「交付し」に改める。

第17条第1号及び第2号中「印鑑登録証」の次に「又は個人番号カード」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。